ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 215号　2017.3

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

三輪敏博さん！頑張りが認められたよ

２月 23 日名古屋高裁判所は、トヨタ自動車の系列会社「Ｔ・Ｎ・Ｃ」で働いていた三輪敏博さん（当時 37 才）の死を労災と認める判決を出しました。

三輪さんは 2011 年９月 27 日、自宅で就寝中に心疾患で亡くなりました。グループリーダーとしてうつ病を抱えながら長時間労働をしていました。妻の香織さんは労災申請しましたが、半田労基署は「不支給」としました。その後名古屋地裁に訴えましたが、過労死認定基準に達しないとして敗訴したため、名古屋高裁に控訴していました。

名古屋高裁はうつ病を抱え休憩時間も仕事をするなど、過重な業務であったとして地裁判決を取り消し労働災害としました。香織さんとご両親、弁護団、支援する会、の力で勝利しました。

目次

三輪裁判勝利！　1
三輪裁判　判決の意義　2
新日鐵住金見学　4
納得できない判決　5
パワハラには刑事事件で告訴を　6
メンタル疾患の知識　8
ブラック企業などの労働現場と若者　１０
ＷＨＯ報告「自殺予防」　１１
労案学校の出前講座　１２
「過労死等防止」啓発講座始まる　１３
「働き方改革」のまやかしを診る　１３
裁判日程　１４
エッセイ　１５
当面の日程　１６

三輪さん労災と認められる
名古屋高等裁判所　判決の意義

弁護団

１　事案の概要

トヨタ自動車株式会社の２次子会社である株式会社テー・エス・シーに勤務していた三輪敏博さん(当時３７歳)が、平成２３年９月２７日、虚血性心疾患で死亡した。妻の香織さんが、半田労基署長に対し労災保険法に基づく遺族補償給付請求等をしたが、半田労基署長は平成２４年１０月１５日付で不支給決定をした。三輪香織さんは原告となって、名古屋地方裁判所に、この不支給決定の取消しを求め提訴したが、１審判決は平成２８年３月１６日、原告の請求を棄却する判決(以下「原判決」という)をした。

しかし、名古屋高等裁判所(藤山雅行裁判長、前田郁勝裁判官、金久保茂裁判官)は、平成２９年２月２３日、原判決を取消し、半田労基署長の不支給決定を取り消す判決をした。この判決が確定すれば、半田労基署長は、遺族年金等の支給を決定しなければならない。

２　時間外労働の認定

名古屋高等裁判所は、亡くなる前の１か月の時間外労働について８５時間４８分であると認めながら次のように判断している。

まず、休憩時間について、原判決は、会社の説明どおりの休憩時間があったと認めたが、名古屋高裁は「原判決添付別紙３記載の休憩時間数の中には、実際には休憩していないにもかかわらず休憩時間として計上されている部分が一定程度存するものと認められる。」とした。

また、タイムカードの打刻後の残業について原判決は一切認めなかったが、名古屋高裁は「敏博は、退勤時にタイムカードを打刻した後も、３０分程度のサービス残業を行った日が複数回あったものと認めるのが相当である。」とした。

御両親（右）と支援者

さらに、出勤か休日か争われた亡くなる直前の平成２３年９月２２日について、「業務に従事した時間が存する可能性は否定できない」とした。

３　業務の過重性判断

（１）時間外労働について

名古屋高裁は、これらの時間外労働の認定を踏まえて時間外労働について次のように指摘している。「敏博は、前記１（３）のとおり、発症前１か月間の時間外労働時間は少なくとも８５時間４８分であり、この時間外労働時間数だけでも、脳・心臓疾患に対する影響が発現する程度の過重な労働負荷であるということができる。これに加えて、時間外労働の時間態において休憩時間がとれなかった時間があること、終業時刻後に時間外労働をしていた時間が存すること、平成２３年９月２２日に愛知工場

の業務に従事した時間が存する可能性があることを考慮すると、更に過重性の程度が大きかったことになる」

（２）うつ病の影響について

敏博さんはうつ病に罹患しており、当時早期覚醒の症状が加わっていた。このことについて名古屋高裁は「上記の時間外労働による負荷にうつ病による早期覚醒の症状が加わって、更に睡眠時間が減少したものと認められるから、敏博は、発症前１か月間、睡眠時間が１日５時間程度の睡眠が確保できない状態、すなわち、全ての報告においても脳・心臓疾患の発症との関連につき有意性が認められる状態であったことは明らかである。」「すなわち、敏博は、発症前１か月間において、うつ病にり患していない労働者が１００時間を超える時間外労働をしたのに匹敵する過重な労働負荷を受けたものと認められる。」などと判示した。

そのうえで、敏博さんが心停止に至ったことについて、時間外労働と心停止との間に相当因果関係を認めたのである。

さらに、うつ病の影響を考慮することについて次のように指摘した「しかしながら、医学的な意味における心疾患の基礎疾患に限らず、何らかの基礎疾患を有しながら日常生活を何ら支障なく就労している労働者は多数存するのであって、これらの労働者が頑健な労働者が発症するに至る負荷ほどではない業務上の負荷を受けて脳・心臓疾患を発症した場合に、労災補償の対象とならないとすることは、労災保険制度の基礎となる危険責任の法理に反し、労働者保護に欠けるものになるのであって、このことは専門検討会報告書においても指摘されている。」（専門検討会報告書８８頁）

（３）原判決の意義

原判決は、うつ病であった敏博さんにとっては、業務の過重性が１００時間の時間外労働に匹敵すると評価したのであり、認定基準の平均的労働者を幅広く捉えた。また、実際に１００時間の時間外労働に満たない場合にも業務起因性を認めることができることを示した上でも意義がある。

３　認定基準の意義について

名古屋高裁は、国が業務起因性を認めるためには、認定基準が示す基準を満たす必要があると主張したことについて次のように指摘した。

「認定基準において、例えば、発症前１か月間の時間外労働として概ね１００時間を超えることを基準に掲げているのも、(略)、睡眠時間が１日６時間未満であっても狭心症や心筋梗塞の有病率が高いという知見がある中で、１日５時間以下の睡眠時間の場合には、全ての報告において脳・心臓疾患の発症との関連において有意性があるとされていたことから、その睡眠時間に対応する１００時間の時間外労働を採用したものである。すなわち、この基準は、就労態様による負荷要因や疲労の蓄積をもたらす長時間労働のおおまかで、かつこれを満たせば確実に労災と認定し得る目安を示すことによって、業務の過重性の評価が迅速、適正に行えるように配慮して設定されたものと評価すべきである。」

「…一般的に認定基準は、その基準を満たせば業務起因性を肯定しうるという性格のものに過ぎず、その基準を満たさないことが、業務起因性を肯定する余地がないことまでを意味するものではないというべきであるし、特に上記時間外労働に関する基準の意味するところからすると、業務起因性を肯定するためには上記認定基準を満たさなければならないとする被控訴人の主張を採用することはできない。」

特に労働時間について１００時間に満たない場合にも業務起因性を認める余地があり、専門検討会の意見書もその趣旨であると指摘したことに大きな意味がある。

新日鐵住金（株）名古屋製鉄所の見学記

安全第一「死傷者ゼロ」の職場を

事務局長　　鈴木　明男

1200℃、真っ赤に焼けたスラブ（鉄塊）

バスの車窓から構内の案内を聞きながら熱間圧延工場に到着。見学用通路から見下ろすと、真っ赤に焼けたスラブが３連４段の熱間粗圧延機を２～３回往復する。その度に薄く、長く延ばされて帯状の鉄板となり、100㍍程のローラーコンベァーの上を流れて次は５連の仕上げ圧延機で更に薄く圧延されコイル状に巻き取られる。すごい光景を目の当たりにした。同時に熱気も伝わった。夏場の熱中症を心配する。暑熱対策は万全かと思った。高さ30㍍くらいある建屋の壁に「資源は有限、英知は無限」とある。いい表示だ。

新日鐵住金への申し入れ

今回、名古屋製鉄所を選んだのは労働者にとって「ホワイト」な企業とはいいがたい、言わば「グレー」な企業も見ておきたい。それに、これまで下記の要請をしてきたからだ。

① 創業以来58年間に165名の労災死亡事故を出している。労災防止を進めること。
② 相次ぐ爆発事故や粉塵飛散により地域住民は被害を受けている。
③ 労災残存障害２級の鳴海 顕さんが退職しなかったことを理由に見舞金を支給してない。支給すること。
④ 手塚治男さんに思想差別、昇級差別、賃金差別をしたこと。

など、その是正を求めて健康センターは法廷闘争で原告らを支援してきた。また、栄総行動で申し入れ活動も進めてきた。

しかし、これまでの新日鐵の対応は横柄で労働者や市民の苦痛をないがしろにしている。進展がない。

粉塵を出さない韓国の現代製鉄所

とりわけ②の粉塵問題では、同じ問題を抱える韓国の現代製鉄所が公害防止の立場から、貯蔵庫やコンベァーを密閉式とし、地域を汚さない設備があることを知り、2016年５月に健康センターの局員ら 13 名が現代製鉄所と公害反対の団体を訪問してきた。

現代製鉄所と比較での感想はいくつかあって、問題は野積みにされた鉄鉱石やコークス粉などが風に飛ばされ、撒き散らかされることにある。住宅地域では窓が開けられない、洗濯物を干せないという。農家の温室ガラスに堆積して太陽光が室内に届かない等ＣＢＣ・ＴＶも放映した、深刻な現実がある。

「資源は有限」だ。現代製鉄は粉塵（主に鉄鉱石や石炭粉）を飛ばさないことで、年間およそ90,000㌧30億円分を、原料として使いきり、利益となっていると説明があった。

「安全第一」待ったなし

そうした中で新日鐵が募集している、見学会に申込み、構内へ入って現場を見ることにしたのである。見学者は小中学生が主だが毎年約２万人。案内嬢も明るく親切で「百聞は一見にしかず」いい体験となった。

名古屋製鉄所は設備の老朽化も進んでいる。次の100年を見据えたプロジェクトが必要ではないか。

新日鐵は毎年３人の割合で労災死亡者を出してきた。重傷者も後を絶たない。この際、安全対策費をコストと見ないで、投資する必要がある。その成果として死亡者ゼロとなり、遺族への補償費等がなくなる。利益が増えるだろう。

166 人目の犠牲者を出さないように、「無限の英知」を持った労働者のいのちと健康を大切にして欲しい。防災は「待ったなし」今すぐ取組んで欲しい。

納得できない判決

加野青果社員パワハラ自死事件　　遺族

2016 年 12 月 9 日。提訴してから約 2 年 9 ヶ月。亡き娘の為に闘ってきた結果が出る日のはずでした。その日の為に 11 月 23 日のシンポジウムで一生懸命皆様に訴え、いよいよカウントダウンに入り取材も受けていたとき、弁護士さんから 1 本の電話が入りました。「判決が延びました。」その言葉に、仕事が終って帰路についていた私の頭の中は真っ白な状態になりました。

「判決が当日になって延びることもあるんだよ」と、支援してくださっている鈴木美穂さんからは伺っていましたが、まさか自分の判決が延期になるとは・・・。

それも、裁判所からの延期の理由説明も無い上に次回の日程も未定でした。

どちらの判決が出るにしても、年内に判決を頂き新しい年は新たな気持ちで迎えたいと思っていましたので、この連絡を聞いた時は愕然としました。

裁判官も人間ですから仕方のない事なのかもしれませんが、延期する説明くらいあっても良いのにと今でも思っています。延期の連絡を受けた後、支援して下さっている方々に連絡をしなければならなかったので、とても辛い思いで一杯でした。

延期の連絡から 2 週間、ようやく判決日の連絡がありましたが、1 ヶ月以上先の 1 月 27 日（金）午後 3 時 30 分。私達にどれだけの苦しみを与えれば神様は満足するのか？と思わずにいられませんでした。

それでも私はきっと裁判官は一生懸命に事件と向き合ってくれていて、きっと良い判決がいただけるものと思っていました。

しかしそれは甘い考えでした。頂いた判決内容は全く訳の解らない内容のものでした。恐怖を感じるほどのパワハラを受けていたと判断しながら、自死との因果関係がないなど、とても理解できない内容で全く納得がいきません。

裁判が始まったとき夫から「労基署がいくら労災を認定しても、裁判の判決を出すのは裁判官だぞ。労基署の判断など裁判官には関係ないんだ。だから最後まで期待してはいけない」と言われ続けてきたことを思い出しました。本当にその通りです。

裁判中に出された被告側の書面の嘘が解るのは、親である私達だけです。いくら「違う」と言ってもそれだけでは裁判官に理解してもらえないのです。私達は一生懸命に説明しているつもりでも、どこか労基署の認定の上にあぐらをかいていたのではと、ある方から指摘された時、頭の上から氷水をかけられたような衝撃を覚えました。確かにその通りです。

気持ちのどこかで「労基署が認定しているのだから、悪い判決がでる訳がない」と思っている私が確かにいる事に改めて気付きました。

控訴審まで時間がありませんが、一生懸命に頑張っていきますので今後ともご支援よろしくお願いします。

新日鐵住金名古屋製鉄所見学

稼働中の高炉（旗の後方、霞んで見えている）と保存されている旧高炉の一部。
総勢 23 名参加。

パワハラには刑事事件（殺人罪・傷害致死罪）で告訴を

相談役　　平松　晃

2月17日付けの中日新聞記事によると西日本高速道路（大阪市）の社員だった男性＝当時（34）＝が2015年２月に自殺したのは、部下の労働実態を把握せず、長時間労働を減らす対策を怠ったのが原因だとして、男性の母親＝神戸市＝が2017年２月16日、業務上過失致死容疑で、本社人事部長や関西支社長、男性が所属していた第２神明道路事務所長ら同社の計８人の告訴状を神戸地検に提出した。母親の代理人弁護士によると、男性の自殺は神戸西労働基準監督署が2015年12月、労災を認定。過労自殺の責任を業務上過失致死容疑で問うのは異例という。

告訴状によると、男性は高専卒業後、2001年に前身の旧日本道路公団に入社し、高速道路舗装の施工管理などに従事。神戸市の第２神明道路事務所には2014年10月に異動。橋の補強や撤去工事などを担当していたが、未経験だった。時間外労働は最長で月に約 178時間で、約36時間連続の勤務もあり、鬱病（うつびょう）を発症、会社の寮で自殺した。人事部長らは、パソコンのログイン時刻の調査や上司への聞き取りなどで過労の把握が可能だったのに、直属の所長や課長らは業務内容を共有する会議を開いただけで、労働時間を減らす根本的な対策をしなかったとしている。

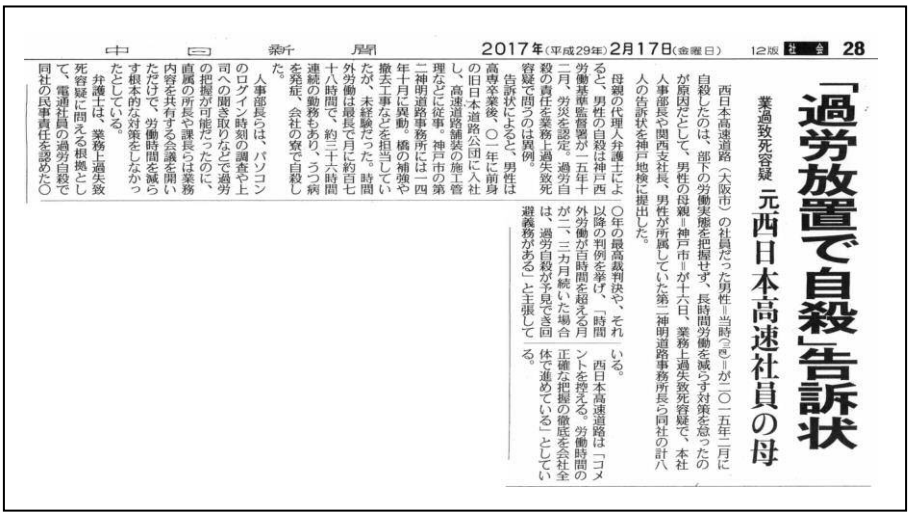

中日新聞　2017年（平成29年）2月17日（金曜日）　12版　社会　28

「過労放置で自殺」告訴状

業務過致死容疑　元西日本高速社員の母

西日本高速道路（大阪市）の社員だった男性＝当時（34）＝が二〇一五年二月に自殺したのは、部下の労働実態を把握せず、長時間労働を減らす対策を怠ったのが原因だとして、男性の母親＝神戸市＝が十六日、業務上過失致死容疑で、本社人事部長や関西支社長、男性が所属していた第二神明道路事務所長ら同社の計八人の告訴状を神戸地検に提出した。

母親の代理人弁護士によると、男性の自殺は神戸西労働基準監督署が一五年十二月、労災を認定。過労自殺の責任を業務上過失致死容疑で問うのは異例。

告訴状によると、男性は高専卒業後、〇一年に前身の旧日本道路公団に入社し、高速道路舗装の施工管理などに従事。神戸市の第二神明道路事務所には一四年十月に異動。橋の補強や撤去工事などを担当していたが、未経験だった。時間外労働は最長で月に約百七十八時間で、約三十六時間連続の勤務もあり、うつ病を発症、会社の寮で自殺した。

人事部長らは、パソコンのログイン時刻の調査や上司への聞き取りなどで過労の把握が可能だったのに、直属の所長や課長らは業務内容を共有する会議を開いただけで、労働時間を減らす根本的な対策をしなかったとしている。

弁護士は、業務上過失致死容疑に問える根拠として、電通社員の過労自殺で同社の民事責任を認めた〇〇年の最高裁判決や、それ以降の判例を挙げ、「時間外労働が百時間を超える月が二、三カ月続いた場合は、過労自殺が予見でき回避義務がある」と主張している。

西日本高速道路は「コメントを控える。労働時間の正確な把握の徹底を会社全体で進めている」としている。

ところで労働災害が起こったときに、事業者が問われる刑事責任・民事責任・行政責任・社会的責任の４つの責任がある。事業者が法律を守らなかったときや、守っていたとしても災害防止への努力が足りない時に、以下のような責任が課される可能性がある。

(1)刑事責任　労働安全衛生法違反などにより、災害が発生したときに、労働者を死傷させるなどすると、業務上過失致死罪に問われることがある。

(2)行政責任　違反の程度にもよるが、事業者に対して指名停止処分や、免許の取消し、機械等の使用停止処分などがある。

(3)民事責任（民事損害賠償責任）　労働災害は労災保険から補償が行われるが、慰謝料その他などの分については補償されない。このため、被災労働者や遺族から、不法行為責任、使用者責任などを問われて賠償金を請求されることがある。

(4)社会的責任　労働災害が報道されることで、社会的信用の失墜につながる。

さて、告訴とは、犯罪の被害者等が犯人の処罰を求めて犯罪事実の申告を行うことです。一方、起訴とは、検察官が国家機関である裁判所に対し、国家権力の発動たる刑罰を求めて訴えを起こすことであり、告訴とは、その前段階である捜査や起訴を促す意思表示のことです。元来、捜査機関は犯罪の疑いがある事実を発見した場合（例えば傷害や殺人など）、告訴などを受けなくても捜査を開始することが出来ます。しかし、犯罪の事実が警察当局へ知られていない状態である場合、または親告罪（名

誉毀損罪や過失傷害罪、強姦罪など）の場合、告訴を受けてから捜査を開始するということになるわけです。告訴された者のことを、起訴をされる前は「被疑者」といい、起訴をされた後は「被告人」といいます。犯罪に対する処罰というのは、あくまで国家の治安や社会的な秩序の維持を目的として、国家権力が介入して、加害者の自由や財産、名誉、生命などに対して侵害するものでありますから、極めて慎重になる必要があり、厳格に判断される必要があります。個人的な被害の回復や損害の賠償というのは、原則として「民事」の問題であり、警察権力は、決して、一個人の被害回復のために発動されるものではありません。その点は、刑事事件とは、きちんと分けて考えなければならないのです。あまり感情的になって被害を訴えても、「個人的な被害＝民事的なトラブル」であると判断され、かえって取り合ってもらえなくなる危険が高くなるだけですので、ご注意下さい。同様に、告訴状に記載する罪状についても同様です。事実経緯については、出来る限り詳細を記載した方が良いのですが、求める罪状そのものについては、膨大に列挙してしまうと、立証が難しくなってしまい、受理さえしてもらえなくなる可能性が高くなります。そのため、証拠がきちんと完備出来るもののみに限定し、最小限に絞る必要があります。加害者本人による自白は、重要な証拠の一つではありますが、刑事事件の場合には、自白以外の客観的証拠が無いと、有罪とすることが出来ないため、自白以外の客観的な証拠が必要となります。

そして告訴を行うことが出来るのは、原則として、被害者本人になります（刑事訴訟法230条）。被害者が未成年者の場合には親権者が告訴権者となり、被害者が成年被後見人の場合は、成年後見人が告訴権者となります（刑事訴訟法231条1項）。被害者が死亡したときは、被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹が告訴権者となります（刑事訴訟法231条2項）。その他、死者の名誉を毀損した罪については、死者の親族又は子孫が告訴権者となります（刑事訴訟法233条1項）。告訴は、委任された代理人によっても行うことが出来ます（刑事訴訟法240条）。代理人による告訴については、委任状の作成添付が必要となります。

相手を殺そうと思ってパワハラすれば殺人罪、殺す意思がなくとも傷害致死は問えるはずです。学校内の傷害事件、交通事故の厳罰化等、刑事事件としてパワハラも対応する時期に来ているのではないか。

命と健康をまもる 東海セミナー

２０１７年３月１９日（日）午前10時30分

四日市市総合会館（7階　視聴覚センター）

（近鉄四日市、ＪＲ四日市駅から６分）

基調報告「三重県における過労死防止の取り組み」（仮称）

小貫陽介弁護士

化学物資による職業病、過労死防止の学校授業、教員の長時間労働、など三重、静岡、岐阜、愛知各地から報告します。

あなたの声を持ち寄って交流しましょう。

働くもののためのメンタル疾患の知識　第19回

認知症の話

精神科医　　古水　克明

今回のテーマは「認知症」です。

「働くもののためのメンタル疾患の知識」という連載ですので、この記事を読む方の多くにとって、現時点では、認知症の問題は、ご自身の心配と言うより、自分のおじいさんやおばあさん、あるいはご両親をどうやって面倒見ていくのかという、「患者さん自身の悩み」ではなく「患者家族の悩み」という側面が強いのではないかと思います。

人間が長生きできるようになって、高齢人口が増えてきたために、認知症に関係する問題は、社会の中でどんどん大きなものになってきています。厚生労働省の平成27年の発表によれば、日本の認知症患者数は平成24年時点で約460万人で、これは65歳以上の方の7人に1日だそうです。

認知症の患者さんとご家族との間では、かならずといっていいくらい、もめ事がおきます。患者さんの「問題行動」、例えば当てもなく（と家族には思える）でかけていってしまい迷子になる、さっき食べたばかりなのに、ご飯をたべさせてくれという、お嫁さんが財布を盗んだと主張する、などなどの、一見理解不能な行動から、ご家族も大きなストレスをうけ、調子を崩してしまうことがよくあります。「どうしてこんなことしたの！」「何回言ったら分かるんだ！」「そんなわけないだろう！」などの強い言葉が、息子さんや娘さんから発せられることもままあることです。いちばん多くの時間を介護に費やすのが、家にいるお嫁さんであり、実の親ではないために強いことも言えず、振り回されて疲れ果ててしまうことも多い。もちろん患者さん自身もつらいのですが。

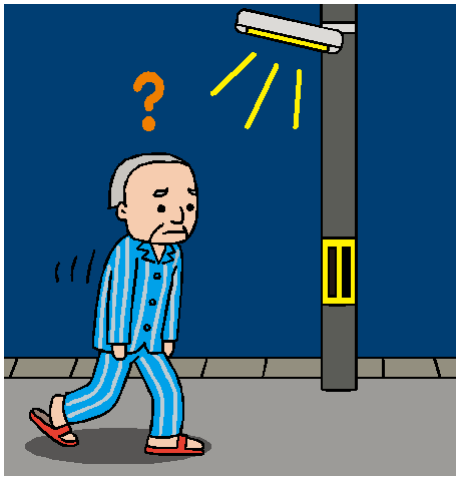

さて、子供のやったことに対して、同じような言葉で叱ることがありますよね。その場合、よくよく聞いてみると、子供の行動にはちゃんと理由があるのが分かります。その理由や判断が、大人からみて妥当ではないことはもちろんあるでしょうが、子供たちはわけもなく行動しているのではありません。

同様に、認知症の方の行動にも、病気の症状からくる理由があるのです。

認知症というのは、「認知機能が障害をうける病気」ということですが、そもそも認知機能とはなんでしょうか。それは、周りの状況を感知し、記憶し、判断する、そして行動する脳の働きのことです。認知症では、いろいろな原因から脳の細胞が壊れることによって、これらの働きがうまくいかなくなります。

認知症と言えば「物忘れ」と、多くの人がまず考えると思います。認知症が進行していくと、ひとつの出来事を覚えること自体が困

難になります。例えば、昨日、家族みんなでお墓参りに行ったのに、今日になったらもうそのことを覚えていないのです。それで家族に「今年はまだお墓参りにいってないんじゃないのかい。いつ行くつもりなの？」というような事を言い、家族から「何言ってるの？昨日行ったじゃないの！」と言われても、まったくそのことを覚えていないということが、当たり前に起きてくるのです。晩ご飯をさっき食べたことを覚えていなくて、「ご飯はまだかい」ということもあります。たいていの場合、出来事の記憶は、古い記憶ほど消えてしまいにくいので、昨日行った墓参りの事は覚えていなくても、若い頃のことや、働いていたときのことは鮮明に覚えていて、周りの人が不思議に思うことはよくありますが、新しい記憶ほど消えやすいものなのです。

また、今がいつなのか、ここがどこなのか、それが分からなくなることもあります（見当識の障害）。

判断力の低下、問題解決力の低下により、予想外のことがでてくると混乱して、どうしていいのかわからなくなることがあります。

物事の計画を立てたり、手順を考えて実行する能力も低下します。

しかし、こうした理性的・合理的な思考能力の低下にくらべると、感情的なものは低下がゆっくりです。認知症になって、記憶力が低下したからと言って、嬉しい、悲しい、楽しい、腹が立つ、そうした感情や、不安や心配を感じるこころ、自尊心などがなくなってしまうわけではないのです。

どんな状況や状態でも人間は自分の能力の範囲で、まわりに適応しようとします。

例えば、夕方にふと気がつくと、ここがどこなのかよくわからない。実際はそこは自分の家なのですが、それがわからなくなっているのです。すごく不安になります。どうしたらいいのか。そんなとき、古い記憶は残っていますから、自分が子供の頃住んでいた家や町は、自分の居るべき場所として思い出す。一刻も早く、自分の家に帰ろうと、出かけていくのですが、けっきょくは迷子になってしまいます。（徘徊）

あるいは、大事な財布がなくなっては困るし、泥棒に取られても困ると考えて、タンスの奥にしまっておきます。しかし、記憶が障害されているため、そのことを覚えていられません。「どこにしまったか」を覚えていないのではなく、「しまった」という事実を覚えていられないのです。しばらくして、財布を手にしようとして、見当たらないのに気がつきます。いつも財布を置いておく場所を探しますが、見つかりません。バッグの中を見てみますが、そこにもない。財布がなくなった！　泥棒がはいったのか？　でも自分がずっと家にいたのだし、玄関の鍵もかかっているし、外から入ったとは思えない。そうすると、家にいる人が盗ったという結論にならざるをえない。誰が昼間家にいるのか？　まさかとは思うが息子の嫁…（物盗られ妄想）

認知症患者さんの周りにいる人に、まずいちばん最初に必要なのは、認知症がどんな病気なのか、そしてどんな症状が現れてくるのか、その正確な知識を得ることだと思います。これは、認知症に限らず、うつ病などの他のメンタル疾患でも、さらにいえばどんな病気についても言えることではないでしょうか。

労安学校(2016 年 10 月 15 日)第一講座

「ブラック企業などの労働現場と若者」(その１)

弁護士　　森　弘典　(文責：鈴木　利往)

社会保障や貧困問題に関わってきた。働き方、過労死、過労自死、ブラック企業などの労働との関係、ブラックバイトなど働かせ方について話していただいた。

日本の現状は､非正規労働者の割合が増え、貧困化している。1995 年は約 1000 万人であったが、2013 年には 1900 万人になった。年収200万円以下の労働者が1000万人を超えている。この年収は、正規労働者の 3 割になる。また、生活困窮者が増加しており、自殺者は約 2 万人強。若い人の自死が多い。また失業率が高く、若い人の非正規雇用率が高い。

質疑応答中の森弁護士

何らかの労基法関係令違反があった企業の合が 82％に達してい

ブラック企業の定義は、極端な長時間労働サービス残業、労基法反やパワハラなど横いわゆる｢選択排除型｣、つまり大勢採用して辞めさせ排除し酷使している企業｡｢秩序崩壊型｣、法律違反状態が常態化している企業｡また、残業代未払いのケースも多い。

サービス残業、ブラックバイトについて、特有なのは、学生であることを無視した働かせ方をしている。賃金不払いや自分で買い取らないといけない自爆営業（これは罰金に当たる）とか、シフトが勝手に決められてしまう｡試験があっても受けられないなどの状況｡休む、辞める事ができない、有給無し、交通費も無し、制服代も払われないなどのケースが多い。

相談活動の中で、リーマンショック時には、派遣切りになると同時に住む所も無くしてしまう相談もあった。また、派遣会社では名目が判らないような形で賃金から天引きされている。手元に残る現金が少ないから前借りをする。前借りの金額は次の給料から天引きされる。利息まで付けるという相談もあった。その利息が闇金レベルの利息という例もあった。そして、仕事をいくらしても手元に現金が残らない相談もあった。他にも、完全歩合制や売り上げの 4 割しか支払われない相談もあった。社会保険代とか訳の判らない支度金などを取られていた。手元には 3 万円弱しか残らない例もあった。毎日 10 時間月 20 日働いても最低賃金が守られていないケースもあり、この場合は生活保護申請した。

別の例。給与名目は 9.5 万円だが、手元に残るのは 3 万円弱。相談の時の手持ちは 62 円。この場合も生活保護申請をした。本人が生活保護申請に行くと、給料が支払われているから、仕事ができるから若い人には生活保護は勧められないと窓口で言われた。しかし、弁護士が同行して生活保護申請すると、一言も言われず生活保護申請はスムーズに進んだ。

また、ブラックバイト対策の相談も行っている。ある家庭教師の派遣会社の学生については、会社は学生を個人企業として扱って、労働法の適用を免れている。学生が何も分らないまま契約を結び社会保障も無い。また、学生がしっかりやらないという理由で損害賠償を請求されるケースもある｡これらの例は、会社に是正を求められている。

別の相談では、朝礼である日突然企業主と言われた。自分でどれだけ契約を取ったかということで歩合制の給料が支払われる例。これらの例では、自ら声を上げるように話したがなかなかそうならない。おかしいと思わないままにされてしまってブラックの状態が続いている。

（次号に続く）

「ＷＨＯ報告書『自殺を予防する』～世界の優先課題～」

第５章　自殺予防のための今後の展望(要約)

事務局員　　鈴木　利往

国としての自殺予防戦略がある国、いくらかある国、ない国のそれぞれが取るべき行動が提案されており、我が国のような包括的な取組を実施している国々には、当該対策の評価と改善が重要であると明記されている。

俗説
自殺について話すのはよくない。促しているようにとられかねない。

事実
自殺についてのスティグマ(烙印)が広がっているため自殺を考えている人々の多くは誰に話したらよいかわからない。包み隠さず話すことは、自殺を考えている人には自殺関連行動を促すよりはむしろ、他の選択肢や、決断を考え直す時間を与え、自殺を予防する。

今後の展望

１．現在の活動のない国々

自殺予防の活動がまだ行われていない国々では、活動することに重点が置かれる。利害関係を探し出し、最大のニーズがあるか、または既存の資源のある場所において、機会的に活動を開発することができる。そのような取組や状況分析の過程で、既に自殺予防活動を小規模で行っている地域集団を発見するかも知れない。

２．いくつかの活動のある国々

はじめに状況分析の実施による焦点を当てることが生産的。すべての利害関係者を同定し、位置づけることによって、また国としての対応をおこなう中での役割および責任を付与することによって、サービスのギャップを同定し、包括的な国としての対応に向けて取り組むことができる。状況に応じて危険因子に優先順位を付けながら、背景と脆弱性の高い集団に特に配慮を払うべきである。

３．国としての対応のある国々

評価と改善に重点を置くことができる。早い段階では評価は継続的な改善のために重要である一方で、この段階では、徹底した評価のための資源をより容易に調達できるかも知れない。そして新しいデータを適時に取り込み、国としての対応を効果と効率の面で確実に改善していくことが重要である。効果的な自殺予防には学習と実行の継続的なサイクルが求められる。そしてうまく実施された状況分析は、強化されるべき長所、修正されるべき短所、追求すべき機会、目を向けるべき脅威の同定に使用することができる。

ＷＨＯ「自殺予防」学習会の報告　　後書き

愛知健康センター事務局では、事務局会議の折りに、毎回 15～20 分ほどの時間を設け、学習会を行っております。今回は、ＷＨＯの報告書「自殺予防の取り組み」を学習し、その概要を、５回のシリーズで報告しました。報告書の概要を報告して、意見交換。自殺防止の取り組みとして、ＷＨＯは、日本は国の施策を高く評価をしています。しかし、若い社員に対するパワハラなどによる自殺は社会問題となっており、年間自殺者数は２万人を超えています。ＷＨＯの報告の概要は、今回で終了しますが、自殺予防の一助になれば幸甚です。なお事務局では引き続き、労働法の学習をしていく予定です。

名市大職員労働組合へ労案学校の出前講座

事務局員　　今枝　正昭

「過労死をなくそう。健康で安全に働き続けられる職場をつくる」働く人の願いがかなえられるように愛知健康センターでは、労安学校の「出前講座」に取り組んでいます。

実行委員会をつくって取り組んでいる「労安学校」ですが、参加者がもっと広がるといいなと思います。「待っているより出かけよう」と呼びかけました。そんな折り、名市大職員労働組合からメールが届きました。組合幹部の学習会で、労働安全衛生について講演を聞きたいという依頼でした。電通職員の過労死が話題を集め、「働き方改革」が論議されている時です。時宜を得た企画です。「人間らしく働く　愛知健康センターものがたり」の出版が縁で、著者の宮崎脩一氏と今枝正昭が講師を勤めました。

長時間労働や不払い賃金をなくすためには、労働時間の客観的な管理が必要です。厚労省・労働局・労基署がそこに着目してパンフ「労働時間の適正な把握のために　使用者が講ずべき措置に関する基準」を作成しています。使用者の労働時間管理にポイントをしぼって講演を準備しました。パンフでは、使用者が、働く人すべての労働時間を把握するためにタイムカード、IC カードなどの客観的な記録を、３年間保存することが必要です。設備がないとき、“自己申告制”となりますが、始業、終業時刻を正しく把握するよう使用者に求めています。

安全衛生活動で組合がどのように貢献できるかが問われている時代です。使用者側委員と共同して、労働環境を改善していく取り組みが大事です。働く人が改善の提案をする気風・運動が過労死や健康被害を無くすことにつながります。時には、進んだ取り組みで成功している企業の見学など、ダイナミックな目の付け所を持とうと提案しました。参加は 20 数名の執行委員。若い役員も多く頼もしく思いました。

講師の宮崎氏と筆者（右）

「過労死等防止対策推進のために」の啓発講座　始まる

事務局員　　竹久　憲一郎

「過労死等防止対策推進法」は議員立法として衆参両院全会一致で成立し、2014 年 11 月 1 日施行されました。更に法案の大綱は 2015 年 7 月に閣議決定されました。

この大綱には過労死防止のための対策の一つとして、教育活動を通じた啓発が盛り込まれました。これは、学校教育を通じて若い頃から労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることが重要視されたからです。厚生労働省委託事業として 2016 年度から実施されています。

2017 年 1 月 17 日、愛知ではじめて「過労死等防止対策推進のために」の講座が中京大学で行われた。講師は岩井羊一弁護士です。

講座はまず、全国過労死を考える家族の会の代表寺西笑子さんの訴えが上映されました。さらに 2015 年 12 月 25 日に過労自死された電通高橋まつりさんのお母さんの手記が紹介されました。

講座は①過労死とはなにか、②過労死認定時間とはなにか、③過労死等を防止するにはどうすればよいか、について受講者との対話を中心として行われました。受講者は学生以外の一般市民の参加もあり 150 名を超えていました。

引き続き県内の中学校での授業も計画されています。

過労死等の防止は喫緊の課題です。労働法制の整備が必要であり、国民への啓発が必要です。時間はかかりますが、これから社会で働く者への啓蒙は極めて重要です。中、高、大の学校での必修教育としなければならないと考えます。

「働き方改革」のまやかしを診る

～労働現場からの告発集会の報告

事務局員　　中村　一三

1 月 27 日、「『働き方改革』のまやかしを診る」というタイトルで、労働法制の改悪に反対する集会が実行委員会の主催で開催され約 70 名が参加しました。集会の趣旨は高度プロフェッショナル制度の創設などの労働法制の改悪に反対していくために、安倍政権が吹聴している「働き方改革」の内実とまやかしを、悲惨で過酷な労働現場からの告発を通じて明らかにしていくというものです。

集会では、まず東海労働弁護団の白川弁護士が安倍政権の言う「働き方改革」の内実を説明し「真に実効性のある制度を構築する運動を進めよう」と呼びかけました。

続いては各労働現場からの報告です。愛教労の中村さんからは時間外労働が平均でも 100 時間近いという中学校教師の労働実態、青果市場のアルバイト労働者からは長年働くほど賃金が切り下げられるという実態、愛労連博松議長からは異常な低賃金と長時間労働そして人権無視の外国人技能実習生の実態の報告がありました。続いて岐阜市役所でパワハラを受け夫が自死された伊藤さんが公務災害認定裁判の勝利報告をされました。最後にローカルユニオンの黒島さんから労働基準法が適用されない「委託労働者」の働かせられ方の報告がありました。

質疑・討論では会場から「長時間労働の問題だけではなく、パワハラの問題も一緒に取り上げるべきだ」との発言がありました。

「『働き方改革』のまやかしを診る」は引き続いて３月 23 日に第２弾の屋内集会を持ち、安倍式「働かせ改革」の欺瞞を明らかにし、労働法制改悪反対の闘いの強化を目指していきます。

裁判の進行状況と、支援する会の活動をお知らせします。

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

岡崎商業高　風岡裁判	**名古屋市市バス運転士損害賠償請求山田裁判**	
長時間労働により過労死	市バス運転士のパワハラ自死、交通局に損害賠償請求	
3月1日（水）　13時10分	3月8日（水）　10時00分	
判決	弁論準備	
名古屋地裁　1103号法廷	名古屋地裁　1103号法廷	
やまぜんホームズ　大迫裁判	**岩永裁判**	
過労とパワハラで自死。労災認定を求めて提訴	労災認定請求裁判	
3月15日（月）　16時00分	4月17日（水）　13時10分	
口頭弁論	弁論準備	
名古屋地裁　1103号法廷	名古屋地裁　201号法廷	
トヨタ社員過労自死労災認定請求　K裁判	**豊通労災認定請求裁判**	**豊通損害賠償請求裁判**
設計技師がパワハラ・過密労働で自死	過労によりうつが悪化、無理な転勤命令により自死	
4月19日（水）　11時00分	5月15日（月）　13時30分	4月26日（水）　13時10分
口頭弁論		弁論準備
名古屋地裁　1103号法廷	大阪地裁－岩井弁護士事務所（電話法廷）	名古屋地裁　201号法廷
十六銀行　過労死事件	**寺井土木　関岡裁判**	
入社した年の12月に、人員削減による業務多忙と上司のパワハラにより自死	工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死	
5月17日（水）　15時00分	5月22日（月）　15時00分	
弁論準備	弁論準備	
名古屋地裁　201号法廷	名古屋地裁　201号法廷	
加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判	**T・S・C三輪労災認定請求裁判**	
労災は認定。上司、先輩女性からパワハラ、いじめを受け自死。損害賠償を認めない地裁判決を控訴。	過労による虚血性心疾患の労災認定請求訴訟	
未定	2月23日（木）　13時10分	
	勝訴しました	
名古屋高裁	名古屋高裁	

名古屋過労死を考える家族の会の総会

過労死家族の会の代表世話人を内野さんへ交代

前代表世話人　　鈴木　美穂

長きにわたり家族の会の代表世話人を務めてきましたが、2月12日の総会で会員、賛助会員の皆様の承認のもと、内野博子さんへバトンタッチを致しました。

皆様には、いろいろとお世話になりました。

長くやり過ぎた感も有りますが、代表が変われば、会のやり方も変わっていくでしょう。
連絡のしかたも手紙、ハガキから、ＦＡＸ、ワープロ、パソコンへと進化、今ではスマホの時代になりました。多くの会員さんとの結びつきが有りました。辞められた方、今でも律儀にご連絡下さる方、いろいろですが、皆さん精一杯頑張って下さっています。

この会は過労死をなくすために力を合わせて運動し、被災者が闘いを終結した後も今頑張っている方々を支援する「恩送りの会」です。会を支え、礎になった方の事を思い出しながら、次の方が会に来られたら、また支援していきたいと思います。会を辞めるわけではありませんので、これからもよろしくお願い致します。

私の健康法―糖質制限ダイエットを中心に―

伊藤・加藤・中村九条の会　　伊藤　勝久

40代半ばで難病の持病があることが分かり、55歳で早期退職し家人の勧めで楊名時太極拳教室に入会しました（後年、一時は教室講師にも）。その後、中国健康気功（“中華導引養生功”〔北京体育大の正課〕）や“練功十八法”〔上海の無形文化遺産〕）の教室にも毎週通っています。原発震災の頃、パソコン前に座り過ぎて酷い坐骨神経痛に悩まされたので、再発防止に、週に数回、水泳もやるようになりました。

「健康法はほぼ万全」と信じていましたが、昨年、膀胱憩室に癌が見つかり愕然としました。憩室だしステージは早期、医師から当面特に対策はとらないと告げられましたので（その後、予定変更で抗癌剤治療も受けましたが）、何か自分でできる方法はないかと探し見つけたのが、荒木医師（京大卒、元ハーバード大准教授）提唱の“断糖食”です。各種“糖質制限食”（呼び方は“ケトン食”等いろいろ）の中で、“断糖食”は一番厳密で厳しいダイエットです。

食物の三大栄養素（糖質、脂質、たんぱく質）の内、糖質（炭水化物。厳密には食物繊維は除くが）を摂らない、制限するダイエットは、肥満、糖尿病、高血圧、高脂血症、てんかん、癌等に有効とのことです。注意したいのは、“糖質制限”が、砂糖やケーキなど甘いものを避けること、と誤解されてしまうことです。実は、加工食品には、肉類のハム、ソーセージ等にさえ、隠れてブドウ糖や果糖、水飴等が添加されています。また、野菜（特に根菜）や果物にも、糖質が多く含まれます。食事の味付けも、塩・胡椒程度にし、調理用砂糖は、ラカンS等の甘味料で代替する必要があります。

“断糖食”では、エネルギー源が糖質ではなく脂質になりますし、身体維持のためには、必須脂質や必須アミノ酸を食事でしっかり摂る必要があります。肉（あらゆる種類）、魚介類、卵、豆腐だけ（！）をおなか一杯食べます。効果はてきめん、体重減少、血圧改善、肌の改善等に現れると言われています。私の場合は、以下のとおりでした。

実施前65kgだった体重は、１ヶ月でマイナス1.5kg、８ヶ月後にはマイナス8.0kgになり、血圧は170－90（ばらつきも大、しかし無症状・無服薬）から８ヶ月でほぼ安定して130－70になりました。残念ながら、抗癌効果はまだ明らかではありません。元々筋肉不足で体重が減り過ぎましたので、“減糖食”（朝昼は、極少しご飯・野菜も摂る）に今は戻し、ジムで筋トレを始めています。

昨年NHK「ためしてガッテン」で、この療法で問題が起きたとして批判的に紹介された男性の食事は、普通の食事から単に糖質（主食）を減らしただけのようでした。これでは、肉等を増やしおなか一杯食べる“糖質制限食”にはなっていない、と思います。

３月･４月の日程

（5月の日程を一部含む）

月　日		時刻	事　　項	場　　所
3月01日	(水)	13:10	岡崎商業高校公務災害認定風岡裁判**判決**	名古屋地裁1103号法廷
3月02日	(木)	14:30	全港湾吉田不当解雇裁判	名古屋地裁
3月05日	(日)	10:30	「ホームに可動柵を」街頭宣伝活動	金山総合駅
3月06日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
3月08日	(水)	8:00	市バス山田裁判　　ビラ配布活動	地下鉄市役所駅
		10:00	名古屋市市バス運転士損害賠償請求山田裁判(9:30開廷前集会)	名古屋地裁1103号法廷
3月10日	(金)	18:30	ユニオンと連帯する市民の会総会	労働会館
3月14日	(火)	10:00	市バス山田さん損害賠償請求裁判弁護団会議	水野幹男法律事務所
3月15日	(水)	16:00	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
3月16日	(木)	13:30	社会保険庁解雇撤回裁判**判決**	名古屋地裁大法廷
		14:30	第一交通裁判	名古屋地裁
3月17日	(金)		新日鐵住金名古屋人権裁判支援する会	
3月19日	(日)	10:30	第４回東海セミナー	四日市市総合会館7F視聴覚センター
3月20日	(月)	13:30	トヨタ総行動	豊田市山之手公園
3月21日	(火)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
3月22日	(水)	10:30	第一交通裁判	名古屋地裁
		16:00	寺井土木･関岡裁判弁護団会議	名古屋共同法律事務所
		11:30	悪徳社労士・木全裁判	名古屋地裁
3月23日	(木)	18:30	労働法制集会	ウインク愛知
3月25日	(土)	18:30	ユニオン学校(石川翼安城市議)	全港湾
4月03日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
4月05日	(水)		全国センター理事会	東京
		10:00	トヨタ社員労災認定裁判弁護団会議	けやき通り法律事務所(豊田市)
4月06日	(木)	18:30	愛知健康センター理事会	労働会館本館2階会議室
4月12日	(水)	18:00	過労死判例研究会	水野幹男法律事務所
4月17日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:10	岩永裁判	名古屋地裁
4月19日	(水)	9:00	栄総行動	
		11:00	トヨタ社員労災認定裁判(弁論準備)	名古屋地裁1103号法廷
4月23日	(日)		名古屋市長選挙投票日	
4月26日	(水)	11:00	豊通損害賠償請求裁判(弁論準備)	名古屋地裁201号法廷
4月29日	(土)	13:00	ユニオン学校	全港湾
5月01日	(月)	10:30	愛知県中央メーデー	白川公園
5月03日	(祝)	13:30	憲法九条を守る愛知県民の集い2017	名古屋国際会議場ｾﾝﾁｭﾘｰﾎｰﾙ
5月04日	(祝)		信州旅行(５日まで)	
5月15日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	
		13:30	豊通出向社員労災認定裁判(大阪地裁と電話法廷)	岩井法律事務所
5月17日	(水)	15:00	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
5月22日	(月)	15:00	寺井土木・関岡労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷